

日照検討によく利用されている。

#### エ 天空写真を用いた日照検討

画角 180度の半球全体の被写体を撮影できる魚眼レンズで撮影した天空写真に、天空図の場合と同様に太陽軌道線を投象することにより日照障害の検討に利用する。ただし、魚眼レンズも投象方法によりレンズが異なるので、利用目的に合わせた選択が必要であり、レンズ歪みを考慮することが必要となる。

#### オ 日影時間帯バーチャート

予測対象地点における冬至日の日影となる時間帯を横棒グラフで表現した図を作成する。

また、年間における日影の状況を把握するためには、365日すべての日の8時から16時までの間で日影となる時間帯を一枚の図に表現する。

#### カ 複合日影図

計画建物と既存建物の日影を一枚の図に描き、互いに及ぼし合う影響の検討に用いる。計画建物による新たな日影の影響が判るような時刻別の図を作成する。また、計画建物等を含めた地域全体の日影の状況を把握する場合には計画建物と既存建物を一体とした時刻別日影図を作成する。

#### キ 壁面日影図

既存建物の壁面に対する影響を検討する場合に有効な図で、壁面上に時刻別日影図や等時間日影図を描く。

#### ク 模型実験

模型実験による検討は、計画地周辺の地形が複雑な場合など特に必要と思われる場合に行う。実験を行うには、周辺の現況を再現した模型を製作し、平行な光を発する人工光源を使用して、各時刻ごとの日影の状況を写真撮影する。

人工光源がない場合は、屋外で実際の太陽光を利用して行うことができる。

### 3 予測地域

予測地域は、調査地域に準じる。

### 4 予測地点

予測地点は、予測地域を代表する地点及び特に日照障害の影響に配慮が必要な施設等が位置する地点とする。

### 5 予測対象時期等

予測対象時期は、対象事業に係る工作物等の完成後とし、予測の期間、時間帯は、調査の期間、時間帯に準じる。

## 6-4 評価

### 1 評価の基本的な手法

#### (1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う日照障害の影響が可能な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

#### (2) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性

##### ア 建築基準法に定める基準との整合

この基準は日本中の建築物の条件確認時になっているため、すべての建築物は

この設計基準を満たしており、環境影響評価の評価指標としては本来なじまない。今後は、この基準との整合性のみで評価を行うべきでなく、いくつかの評価指標を組み合わせて評価を行うことを検討すべきである。

イ 地方公共団体が定める基準等の目標値等との整合

地方公共団体の環境基本計画あるいは環境管理方針等の公共団体独自の基準や目標値との整合性を検討する。

ウ 公共施設の設置に起因する日影により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和51年2月23日・建設事務次官通達）に定められた日影時間による評価  
建設省直轄の公共工事に対する損害賠償基準であるが、その中に示された日影時間の基準を指標とする。

## 6-5 環境保全対策

### 1 環境保全対策の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う日照障害の影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、日照障害の影響を回避・低減するための措置として検討する。また、この結果として、対象事業の実施による影響の回避・低減の程度をできるだけ明らかにする。

環境保全措置の具体例としては、次のような内容が考えられる。

ア 対象事業に係る工作物の高さや形状、配置などを検討する。

- ・高さや形状の調整
- ・セットバックの採用
- ・建物や工作物をできるだけ敷地の南側に寄せ、塔状にする。

イ 太陽光集光装置による対策

太陽光を積極的に建物内に導く装置を利用する。太陽光の集光方式として次の3種類が開発されているが、それぞれ光の伝送方式により一長一短がある。いずれも、直接の太陽光が室内全体に差し込む場合と同じように照らすことは不可能であり、スポット的な照明あるいは部分的な採光計画に利用される程度であって日影対策としてあまり期待しない方が良い。

表6-3 太陽光集光装置

伝送方式	出力光	特徴
光ファイバー	紫外線、赤外線をカットした可視光	採光部と照射時間が自由に配線できるがファイバー費用が大
光ダクト	ダクト内ミラーにより散乱光になる	比較的短距離伝送に適する。
空中伝送	紫外線以外の可視光と赤外線	大光量伝送に適するが伝送スペースと直線配置が肝要

ウ 公共施設に対しては「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日・建設事務次官通達）に基づき適切に対処する。この通達は、日影により生ずる損害の補てんに対する事前賠償を定めたものであるが、損害の補てんのための暖房、照明等に要する費用を一定の基準で負担する内容である。

## 2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う悪臭の影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

ア 対象事業に係る工作物の高さや形状、配置などが物理的に実施可能であること

ア 環境保全措置の内容が法令等に照らして問題がないこと。

(3) 居住環境に著しい影響を及ぼさない水準との比較

(4) 日照障害に係るその他の科学的知見による検証

## 6-6 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

### 3 事後調査の期間等

事後調査をする時期、期間、時間等は、予測の時期、期間、時間帯に準じる。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。